

厚生年金保険法 2025年度試験対策 法改正部分

1	支給停止調整額の改定	令和7年4月1日施行	A
支給停止調整額が、「50万円」から「51万円」に改定された。			
2	老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整による支給停止率の引き下げ	令和7年4月1日施行	B
雇用保険の高年齢雇用継続給付の給付率の引き下げに伴い、65歳前に支給される老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付との調整における支給停止率が見直された（支給停止率：最高「100分の6」→最高「100分の4」に）。			
3	保険料率に関する経過措置（保険料率の特例）	令和6年9月適用	C
未だに上限の保険料水準に達していない第4号厚生年金被保険者に係る保険料率が引き上げられた。			
4	手続関係の改正	令和6年12月2日 令和7年1月1日施行	C
厚生年金保険法における手続について、所要の改正が行われた。			

1	支給停止調整額の改定	令和7年4月1日施行	A
---	------------	------------	---

【改正の概要】

支給停止調整額が、「50万円」から「51万円」に改定された。

【内 容】

在職老齢年金の計算に用いられる「支給停止調整額（法定額は48万円）」には自動改定の規定が設けられている。

令和7年度は、その要件に該当し、前年度の「50万円」から「51万円」に改定された。

＜支給停止調整額（法定額48万円）の改定に関する規定（厚年法46条3項）＞

支給停止調整額は、48万円とする。ただし、48万円に平成17年度以後の各年度の物価変動率に実質賃金変動率を乗じて得た率（いわゆる名目賃金変動率）をそれぞれ乗じて得た額（その額に5,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5,000円以上10,000円未満の端数が生じたときは、これを10,000円に切り上げるものとする。以下同じ。）が48万円（この規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額＝50万円であった）を超え、又は下るに至った場合においては、当該年度の4月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

なお、上記ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める（同条4項）。

☆令和7年度においては、この改定の基準に該当し、法定額の48万円から51万円に改定された。



60歳台前半、60歳台後半（70歳以上）の在職老齢年金の計算の仕組みのポイント

総報酬月額相当額＋基本月額が <u>51万円</u> 以下である場合	支給停止なし
総報酬月額相当額＋基本月額が <u>51万円</u> を超える場合	(総報酬月額相当額＋基本月額－ <u>51万円</u>) × 1 / 2 に相当する部分の支給を停止

1か月あたりの支給停止額を表示